第11号議案

中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中間市国民健康保険条例(昭和34年中間市条例第7号)の一部を次のように改正する。 目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第1章 中間市が行う国民健康保険」を「第1章 中間市が行う国民健康保険の事務」 に改める。

第1条の見出し中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条第1項中「協議会(」の次に「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。」を加える。

第8条中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)」を「法」に 改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

改正後	改正前		
目次	目次		
第1章 中間市が行う国民健康保険 <u>の事務</u> (第1条)	第1章 中間市が行う国民健康保険(第1条)		
第1章 中間市が行う国民健康保険の事務	第1章 中間市が行う国民健康保険		
(中間市が行う国民健康保険 <u>の事務</u>)	(中間市が行う国民健康保険)		
第1条 (略)	第1条 (略)		
(国民健康保険運営協議会の委員の定数)	(国民健康保険運営協議会の委員の定数)		
第2条 国民健康保険運営協議会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。	の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め		
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)		
2 (略)	2 (略)		
(保健事業)	(保健事業)		
第8条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、被保険者の健康保持増進のため、次に掲げる事業を行う。	第8条 市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、被保険者の健康保持増進のため、次に掲げる事業を行う。		
(1)~(9) (略)	(1)~(9) (略)		